

記者発表（資料配布）				
月／日	担当部局課名	T E L	発表者名	その他の配布先
7／3 (水)	税務課 (課税班・軽油 調査担当)	税務課 内線 2479 078-362-3089 税務課 軽油調査担当 078-647-9148	税務課長 木下 元 (主幹(課税指導担当)樋口 真也) 不正軽油特別対策官 久保 康雄 (主幹(軽油調査担当)辻野 浩司)	

地方税法（軽油引取税）違反嫌疑事件の告発について

令和5年度に4次にわたり強制調査を実施し、兵庫県警、大阪府、奈良県、和歌山県及び岡山県と合同で犯則調査を進めてきた地方税法（軽油引取税）違反嫌疑事件について、兵庫県内における犯則嫌疑事実が固まったことから、本日、犯則嫌疑者を神戸地方検察庁に告発しましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

なお、大阪府、奈良県、和歌山県及び岡山県内における犯則嫌疑事実についても、各府県において、本日、神戸地方検察庁に告発されました。

記

1 犯則嫌疑者

	嫌疑者	嫌疑事実
①	所在地 神戸市兵庫区水木通 名称 有限会社富士産業（石油製品販売業）	製造等承認義務違反 (混和軽油の未承認製造、燃料炭化水素油の未承認譲渡) 及び脱税
②	住所 神戸市中央区中山手通 職業 有限会社富士産業 代表取締役 氏名 <small>ふるさわ いくお</small> 古澤 郁雄 (61歳)	
③	住所 大阪府八尾市恩智中町 職業 アルバイト（元タンクローリー運転手） 氏名 <small>こにし あきら</small> 小西 聡 (53歳)	製造等承認義務違反 (混和軽油の未承認製造、燃料炭化水素油の未承認譲渡)
④	住所 大阪府東大阪市善根寺町 職業 アルバイト（元タンクローリー運転手） 氏名 <small>いもと みつあき</small> 井本 光明 (52歳)	
⑤	住所 大阪府和泉市伏屋町 職業 会社員 氏名 <small>しみず まもる</small> 清水 護 (52歳)	
⑥	住所 大阪府大阪市住之江区新北島 職業 タンクローリー運転手 氏名 <small>じょうの のりひこ</small> 城野 典彦 (58歳)	製造等承認義務違反 (混和軽油の未承認製造)
⑦	住所 大阪府南河内郡太子町 職業 会社員（元タンクローリー運転手） 氏名 <small>たもり やすひこ</small> 田守 保彦 (58歳)	

2 犯則嫌疑事実

(1) 製造承認義務違反（混和軽油の未承認製造）

古澤郁雄は、小西聡、井本光明、清水護、城野典彦及び田守保彦と共謀のうえ、有限会社富士産業（以下「富士産業」という。）の業務として、奈良県知事又は兵庫県知事の承認を受けずに、奈良県内の識別剤クマリンを除去する施設又は兵庫県内の運送会社等需要家の敷地内において、軽油と軽油以外の炭化水素油である灯油を混和して炭化水素油 933 万 6,000 リットルを製造した。

なお、大阪府、奈良県、和歌山県及び岡山県において、各府県知事の承認を受けずに製造した数量を含めると、合計 1,258 万 4,000 リットルとなる。

(2) 製造承認義務違反（燃料炭化水素油の未承認譲渡）

古澤郁雄は、小西聡、井本光明及び清水護と共謀のうえ、富士産業の業務として、兵庫県知事の承認を受けずに、兵庫県内の石油製品販売業者に対し、燃料炭化水素油である灯油 506 万リットルを自動車の内燃機関の燃料として譲渡した。

(3) 脱税の罪

古澤郁雄は、共謀のうえ、富士産業の業務に関し、軽油引取税を免れようと企て、軽油に混和させる灯油から識別剤クマリンを除去する等偽りその他不正の行為により、軽油と灯油を混和して製造した炭化水素油又は燃料炭化水素油を、自動車の内燃機関の燃料として販売したことを秘匿したうえで、軽油引取税 5 億 6,637 万 2,400 円について申告納付せず、脱税した。

3 罪名・罰条

(1) 罪名

地方税法違反

(2) 罰条

- ① 地方税法第 144 条の 33 第 1 項及び第 6 項第 1 号（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）【10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科、法人は 3 億円以下の罰金】
- ② 地方税法第 144 条の 33 第 4 項及び第 6 項第 4 号（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）【2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金、法人は 100 万円以下の罰金】
- ③ 地方税法第 144 条の 41 第 2 項、第 4 項及び第 7 項（軽油引取税に係る脱税に関する罪）【10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下（又は脱税額以下）の罰金又は併科、法人は 1,000 万円以下（又は脱税額以下）の罰金】
- ④ 刑法第 60 条（共同正犯）

4 告発の理由

古澤郁雄らが行った行為は、公正な市場競争を阻害する重大な犯罪行為であることに加えて、納税秩序を破壊するものであり、情状懲役の刑に処すべきものと思料し、地方税法第 22 条の 28 第 2 項第 1 号の規定により直ちに告発するものである。